

一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7 年 12 月 1 日～令和 12 年 11 月 30 日

2. 計画内容

I 雇用環境の整備に関する事項

(1) 妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備

[目標 1]

毎年の育児休業取得率を 70%以上とする

<対策>

令和 7 年 12 月～ 每年の育児休業取得率 70%以上を維持できるよう、育児休業に関する社内規程を事業場等に備え付け、従業員に周知するとともに、制度利用に関して積極的に対応していく。

[目標 2]

育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

<対策>

令和 7 年 12 月～ 個々の生活状況を踏まえた柔軟な対応を検討し、必要に応じた休暇の取得ができるよう、関係法令及び育児・介護に関するリーフレット等を事業場等に備え付け、従業員に周知する。

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

[目標 3]

計画開始年度と比較し、最終年度の時間外労働を平均 5%削減する

<対策>

令和 7 年 12 月～ 安定した労働力の確保に向け、新卒から高年齢者まで幅広い年齢層に対して積極的な採用活動を行う。